

夜間金庫規定

令和2年4月現在
(令和2年4月1日 改定)

1. (契約・利用目的)

(1) 当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様が、この規定およびその他関連諸規定の内容に同意のうえ、夜間金庫に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）を希望する場合、当金庫がその利用を適当と判断し、承諾した場合に当該契約が成立するものとします。

(2) この夜間金庫は、当金庫におけるお客様本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます）を当金庫所定の入金票とともに入金袋（以下「入金袋」といいます）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入して下さい。

なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入して下さい。

(2) 入金袋を投入した後は、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取って下さい。

3. (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認して下さい。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。

この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

4. (入金袋等の返却)

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

入金袋は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取って下さい。

5. (鍵の保管等)

(1) 投入口鍵はお客様本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行って下さい。

(2) 入金袋の鍵正副 2 個のうち、正鍵はお客様本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

6. (鍵、入金袋の喪失・き損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、ただちに書面によって取引店に届出て下さい。

なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担して下さい。

7. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口の不完全な開閉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この夜間金庫について第 1 条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

8. (手数料)

(1) この夜間金庫の利用にかかる手数料は、当金庫所定の金額を所定の方法により支払ってください。

(2) 夜間金庫専用入金帳の発行手数料は、発行の都度お支払い下さい。

(3) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。

9. (解約等)

(1) 本契約は、お客様本人または当金庫の都合によりいつでも解約することができます。

この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵をただちに取引店へ返して下さい。

10. (譲渡、質入れ・貸与等の禁止)

本契約上の地位、その他本契約にかかるいっさいの権利等は、譲渡、質入れ、貸与等、

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

12. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上

334072 (P) 2020.04